

新公益法人制度10年の取組み

合議制機関委員の視点から

内閣府公益認定等委員会委員

恵 小百合

新公

■関心の推移と法人格取得の意味

- 建築→まちなみ→地域環境
- 環境心理→都市環境評価
- まちづくり/都市づくり
- 河川上下流交流/流域経営
- サンゴ礁と地域の遺産保全等

■意思を持つ人格とは？

- 「はい、いいえ」の結果がわかる
- 「はい、いいえ」が言える
- 「はい、いいえ」のどちらを言ったかを覚えていられる

■非営利型の人格とは？

- NP-Person→NP-Ggroup
- NP-Organization

■法人格の取得の意義

- ある法で認められることを選択し
- 希望し認められた組織の人格
- 一つの法人格:公益法人

・法務省【一般法】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

・内閣府【認定法】

公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律

・内閣府【整備法】

上記二法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣府7人
(常勤3人)
都道府県5~7人

7人の委員
企業経営者1人
公認会計士2人
裁判官1人
弁護士1人
大学教授2人

員会委員

「等」とは？

【認定法】 / 【整備法】に基づく業務
公益性の認定 / 移行法人の認可
監督・立入検査 / 公益目的支出計画実施
期間中の監督

新公益法人制度の三法

- **法務省【一般法】**
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- **内閣府【認定法】**
公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律
- **内閣府【整備法】**
上記二法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

公益認定等委員会の「等」とは？

【認定法】に基づく業務 / 【整備法】に基づく業務

公益性の認定 / 移行法人の認可

監督・立入検査 / 公益目的支出計画
実施期間中の監督

合議制機関委員とは？

- 税の優遇を受ける法人の公益性の有無を判断する国民として委員に選任される。
- 内閣府7人(常勤3人＋非常勤4人)
委員構成(第4期)
 - 企業経営相談役1人
 - 公認会計士2人(常勤1人)
 - 元裁判官1人(常勤)
 - 弁護士1人
 - 大学教授2人(元:常勤・現)
- 都道府県5～7人(全員非常勤)
委員構成例:大学教授等/弁護士/公認会計士/
税理士/行政書士/社会保険労務士/法人役員/
企業役員/その他

自己紹介と話題「法人格取得」

□ 恵 小百合 H19.7~H25.3 千葉県公益認定等審議会委員(非常勤)

H25.4~H31.3 内閣府公益認定等委員会委員(常勤 第3・4期)

■ 関心の推移と法人格取得の意味を考えるようになった背景:

建築 → まちなみ → 地域環境 → 環境心理 → 都市環境評価 → まちづくり/
都市づくり → 河川上下流交流/流域経営 → サンゴ礁と地域の遺産保全
等のいずれにおいてもそこにかかわる人々、団体の存在！！

■ 意思を持つ人格とは？ (理解、議論と決議、議事録、運営能力)

→ 「はい、いいえ」の結果がわかる → 「はい、いいえ」を選択できる

→ 「はい、いいえ」のどちらを選択しか覚えていられる/自立自律し運営する

■ 非営利(Non Profit)型の個人、任意グループ団体、組織の人格とは？

→ NP-Person → NP-Group (=Not only for Profit Group) → NP-Organization

利益の分配(だけ)を目的としない。利益を公益に再投資する。

■ 「法人格」取得の意義

→ ある法で認められることを選択し → 希望(申請)し → 認められ → 法務局に
登記され存在する組織としての人格 = 法人格

→ 組織が自らその法律を選び、その法律を熟知し、遵法する意思を持ち、
取得した一つの法人格: 公益法人を標榜し自立/自律的に運営できる

【参考】

■ 公益法人による公益事業がもたらす不特定多数の利益

○法人活動により得た収益を公益に再投資する＝剰余金を分配しない＝非課税
非営利型の法人 (Non Profit & Not only for Profit Organization)

➡公益社団法人/公益財団法人

➡一般法人のうち、非営利が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税される。(法人税法施行令3条1項)
(法人の定款に記載されている場合のみ適用)

○公益法人の行動原則と外部からの信頼確保(*移行一般法人)

➡法人法 + 認定法 の遵守 (*法人法+整備法)

➡法人自ら定め登記した定款の遵守

➡法人自ら申請し、認定(*認可)された公益事業等の実施

➡法人自ら定める規程類(内部のルール/法人運営のツール)

■ 「組織は人なり」

各機関(社員総会/評議員会、理事会、監事会)と事務局等との有機的連携により、公益目的事業の実施を通して公益性を発揮し、信頼を得て諸資源を託される！

新公益法人制度10年を迎えての振り返り

- 新公益法人制度10年を迎えての振り返りを行っており、平成30年度中に一定の取りまとめる予定。
- 新公益法人制度施行後10年の状況
公益法人 9,560(社団4,166財団5,382) / 一般法人 8,326(社団4,666財団3,776)
- 制度改正【公益三法】府令改正等 【税制】へ働きかけ
- 「会計研究会」(剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について 他)
- 「法人との対話」(法人訪問、法人ヒアリング、ラウンドテーブル)
- 「公益認定等委員会と都道府県間の連携」(事務連絡会議、合議制機関委員会議)
- 「公益インフォメーション」(公益法人の各機関の役割と責任、公益認定等委員会だより)
- 公益認定等委員会事務局からのアラート(事務手続きのタイミング毎に電子メール発信)

- 【資料・データ等】
- 公益法人制度の経緯
 - 現在の公益法人数及び移行一般法人数
 - 公益法人数の推移
 - 新規認定数の推移
 - 公益認定の取消件数・解散届出件数の推移
 - 活動分野別の公益法人数
 - 公益目的事業費用の推移
 - 公益目的支出計画実施中の一般法人数の推移
 - 報告要求、勧告、命令の推移
 - 報告要求の主な分野別の推移(内閣府分)
 - 立入検査の推移
 - 公益法人に対する寄附税制の拡充等
 - 税額控除対象法人数の推移
 - 法人の寄附金収入金額合計及び寄附金収入のある法人数の推移
 - 相談会・テーマ別セミナーの開催実績
 - 剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

公益法人制度の経緯

- | | |
|-------------|---|
| 平成18年6月2日 | 公益法人制度改革関連三法の公布 |
| 平成19年4月1日 | 内閣府公益認定等委員会設置(委員長:池田守男) |
| 平成19年9月7日 | 政令・内閣府令公布 |
| 平成20年4月11日 | 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」、
「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定 |
| 平成20年12月1日 | 新公益法人制度の施行 |
| 平成22年4月1日 | 第二期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:池田守男) |
| 平成25年4月1日 | 第三期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:山下徹) |
| 平成25年11月30日 | 新公益法人制度への移行期間が終了 |
| 平成28年4月 | 第四期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:山下徹) |
| 平成30年11月30日 | 新公益法人制度施行後10年目 |

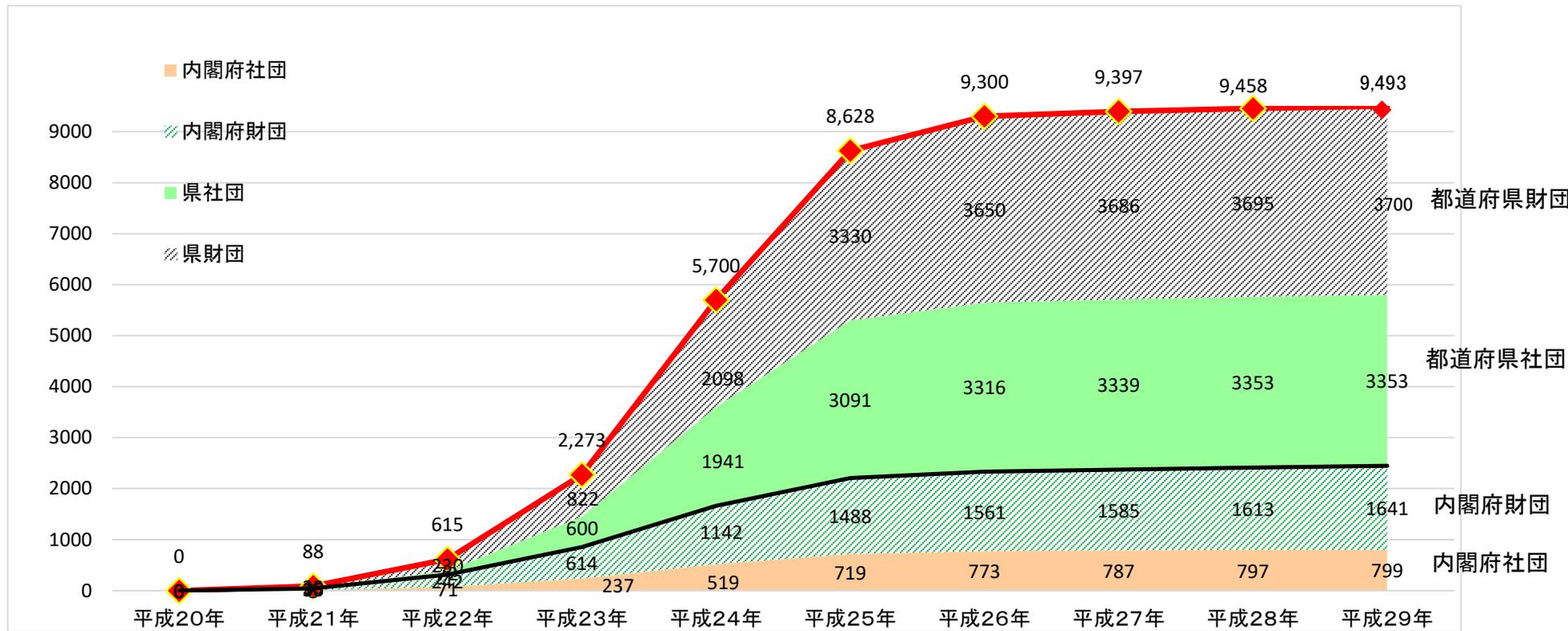
現在の公益法人数及び移行一般法人数

(平成30年7月31日時点)

	区分	社 団	財 団	合 計
内閣府	公益	806 (うち新規112)	1,669 (うち新規237)	2,482 (うち新規349)
	移行一般※	632	849	1,475
都道府県	公益	3,360 (うち新規134)	3,713 (うち新規172)	7,078 (うち新規306)
	移行一般※	4,034	2,927	6,851
合計	公益	4,166 (うち新規246)	5,382 (うち新規409)	9,560 (うち新規655)
	移行一般※	4,666	3,776	8,326

※公益目的支出計画を実施している法人

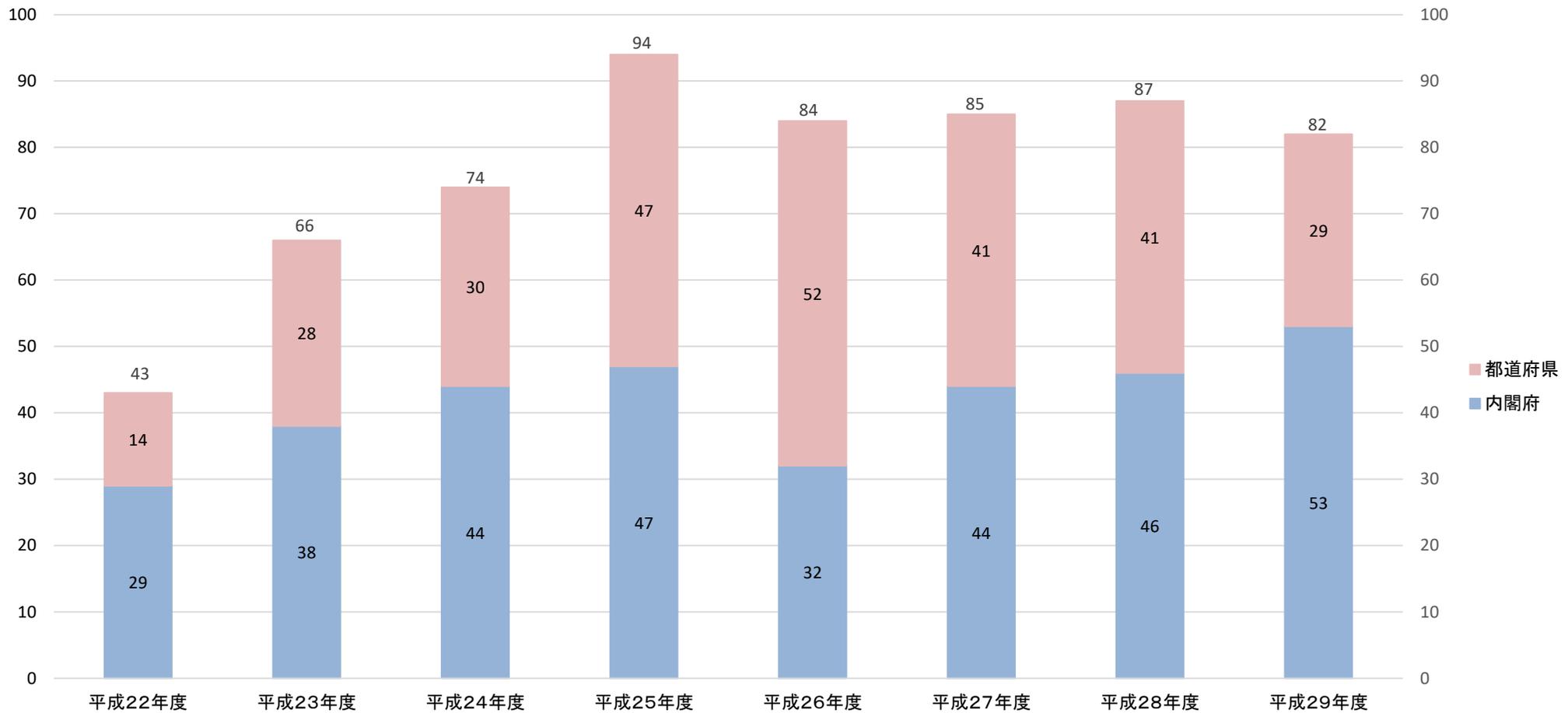
公益法人数の推移



年(平成)		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	0	8	71	237	519	719	773	787	797	799
	財団	0	36	242	614	1,142	1,488	1,561	1,585	1,613	1,641
	計	0	44	313	851	1,661	2,207	2,334	2,372	2,410	2,440
都道府県	社団	0	15	72	600	1,941	3,091	3,316	3,339	3,353	3,353
	財団	0	29	230	822	2,098	3,330	3,650	3,686	3,695	3,700
	計	0	44	302	1,422	4,039	6,421	6,966	7,025	7,048	7,053
合計	社団	0	23	143	837	2,460	3,810	4,089	4,126	4,150	4,152
	財団	0	65	472	1,436	3,240	4,818	5,211	5,271	5,308	5,341
	計	0	88	615	2,273	5,700	8,628	9,300	9,397	9,458	9,493

* 各年12月1日現在の法人数

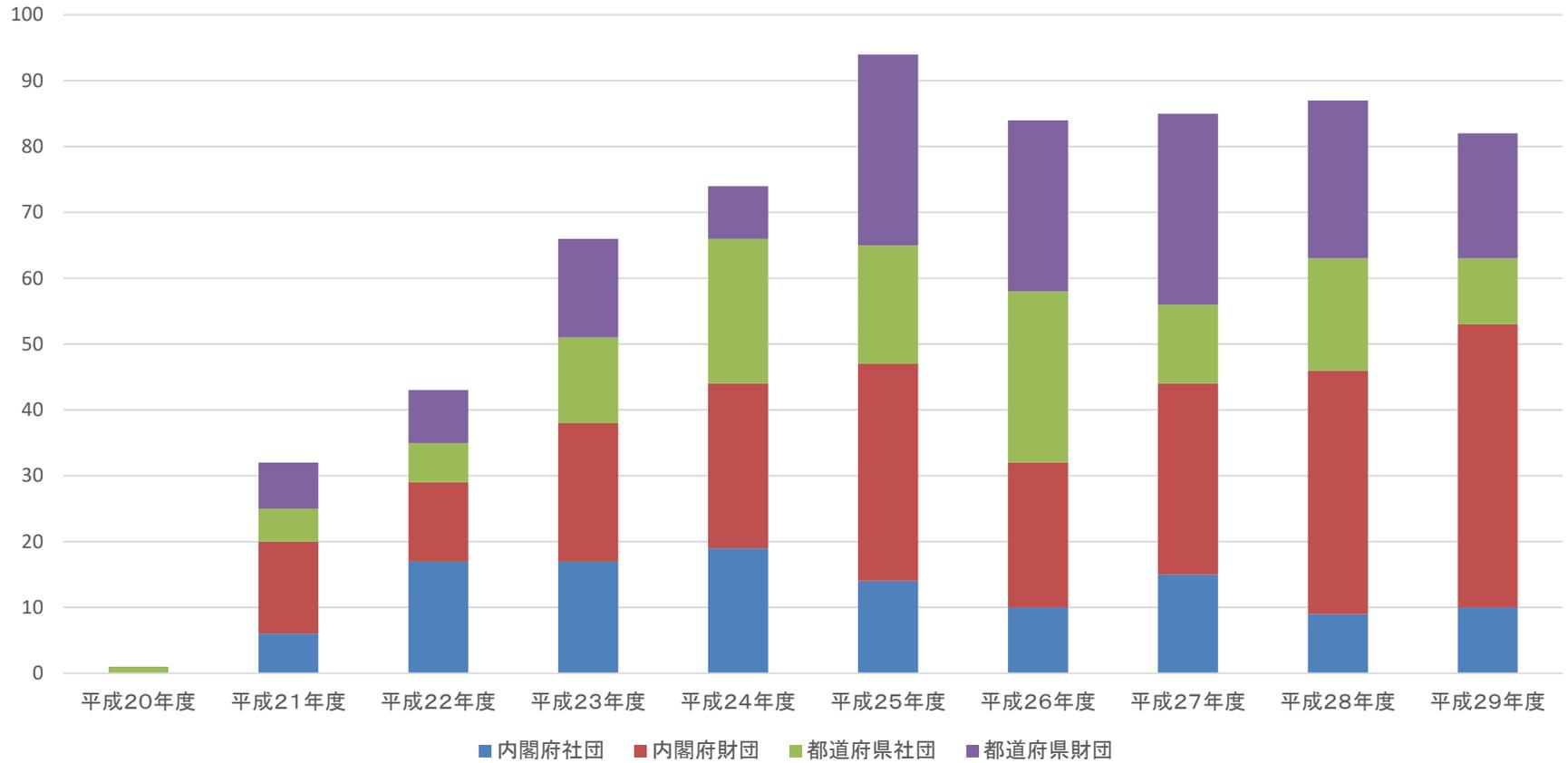
新規認定数の推移



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内閣府	29	38	44	47	32	44	46	53
都道府県	14	28	30	47	52	41	41	29
合計	43	66	74	94	84	85	87	82

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

新規公益認定法人数(社団財団別)



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内閣府	0	20	29	38	44	47	32	44	46	53
社団	0	6	17	17	19	14	10	15	9	10
財団	0	14	12	21	25	33	22	29	37	43
都道府県	1	12	14	28	30	47	52	41	41	29
社団	1	5	6	13	22	18	26	12	17	10
財団	0	7	8	15	8	29	26	29	24	19
合計	1	32	43	66	74	94	84	85	87	82

公益認定の取消件数・解散届出件数の推移

【認定取消し件数】

年度(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	0	0	0	0	0	1	0	3	3
都道府県	0	0	0	0	0	0	2	4	2
合計	0	0	0	0	0	1	2	7	5

※表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

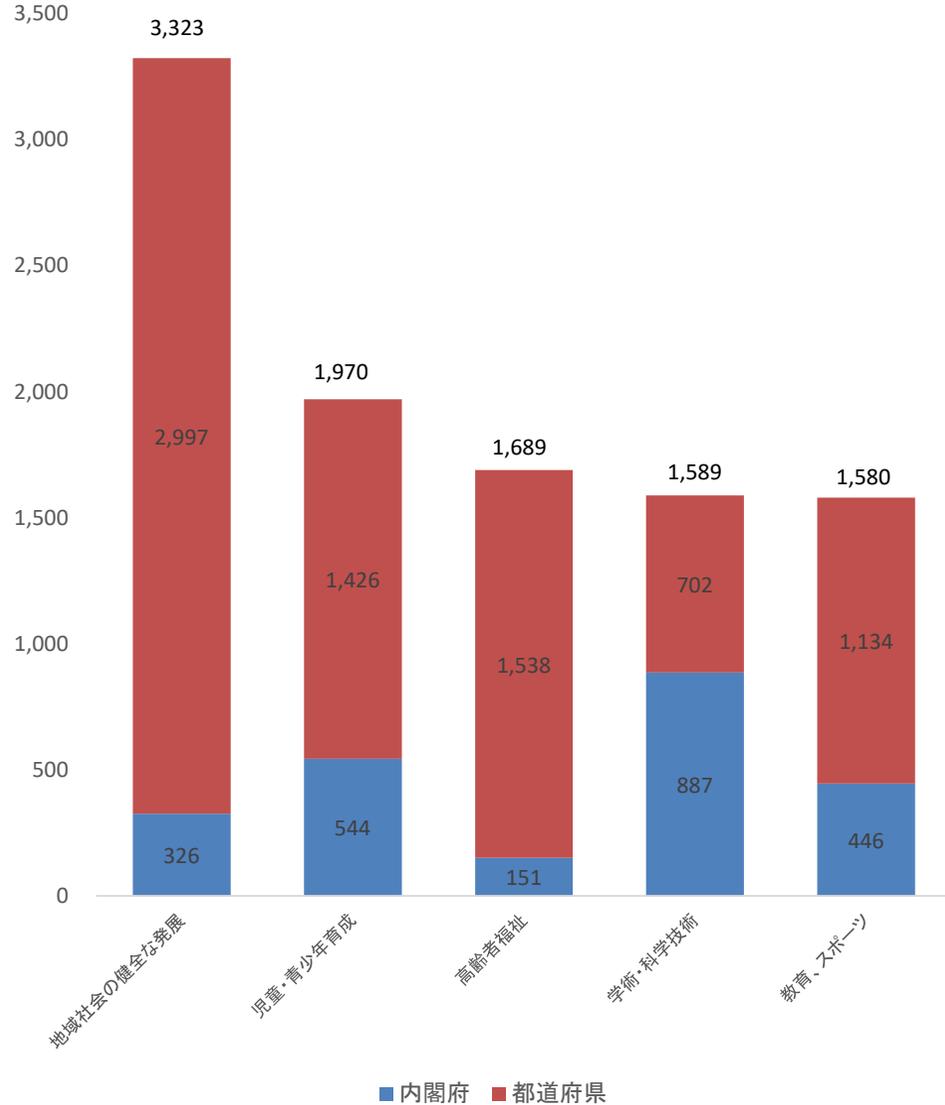
【解散届出件数】

年度(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	0	0	1	2	1	4	3	3	2
都道府県	0	0	0	1	1	4	8	4	9
合計	0	0	1	3	2	8	11	7	11

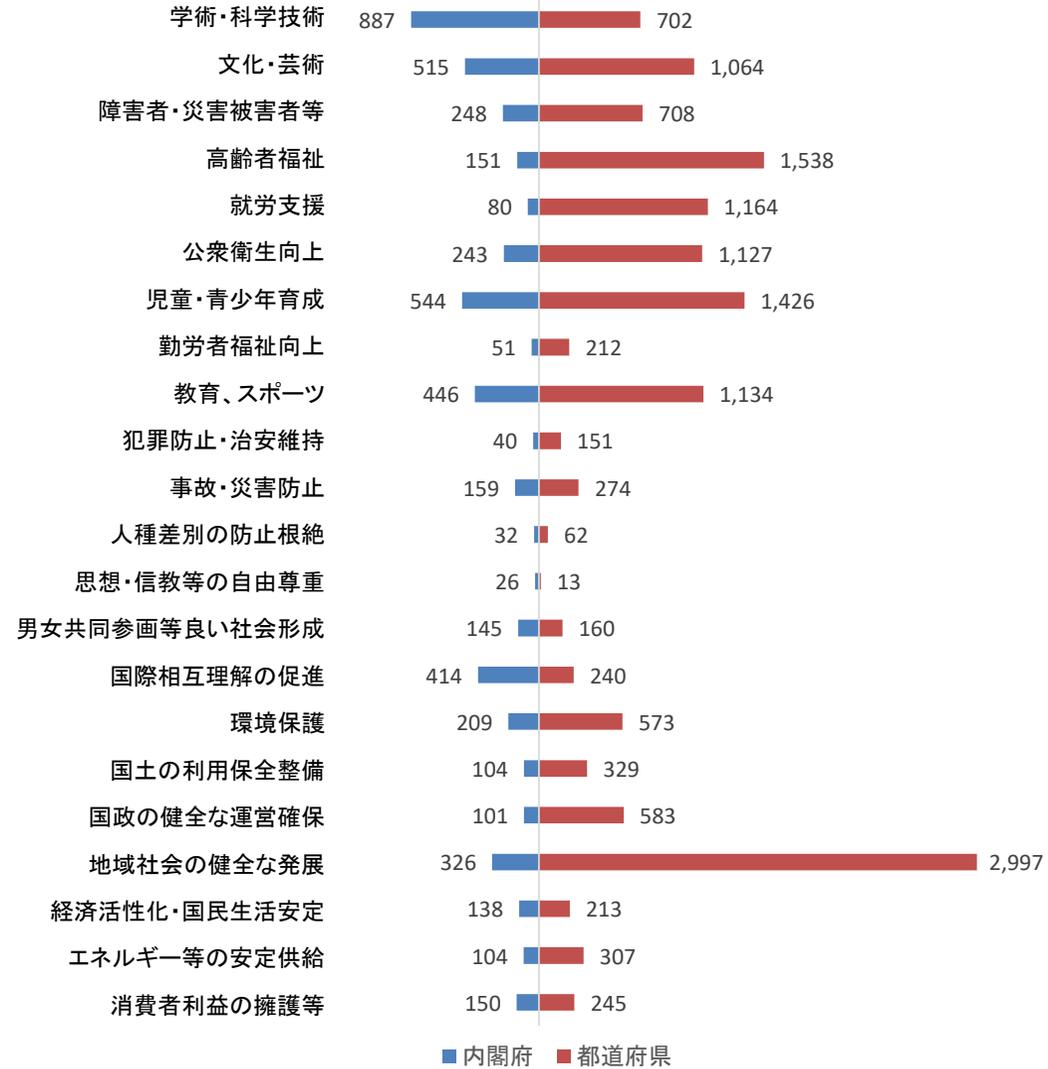
※表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

活動分野別の公益法人数

上位5分野別法人数



活動分野別法人数(全22分野)



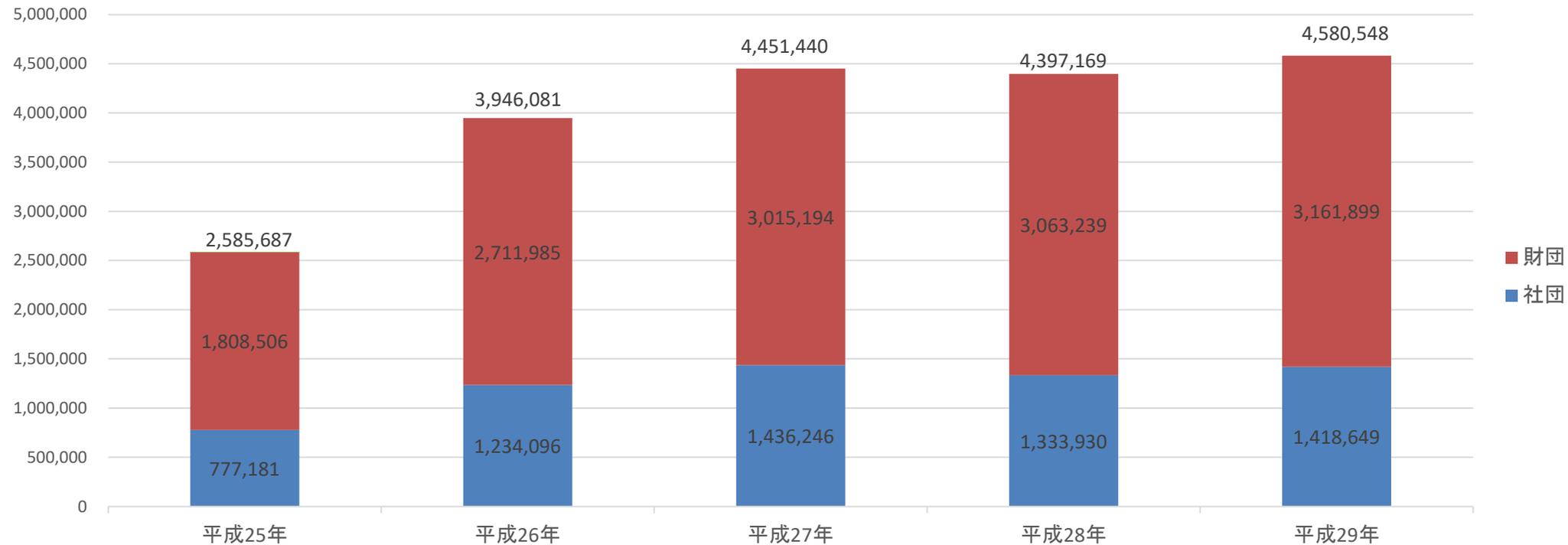
※平成29年12月1日時点

※上記の活動分野は、公益認定法別表に掲げる各事業分野(現在、実質的に22分野)

※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

公益目的事業費用の推移

(単位:百万円)

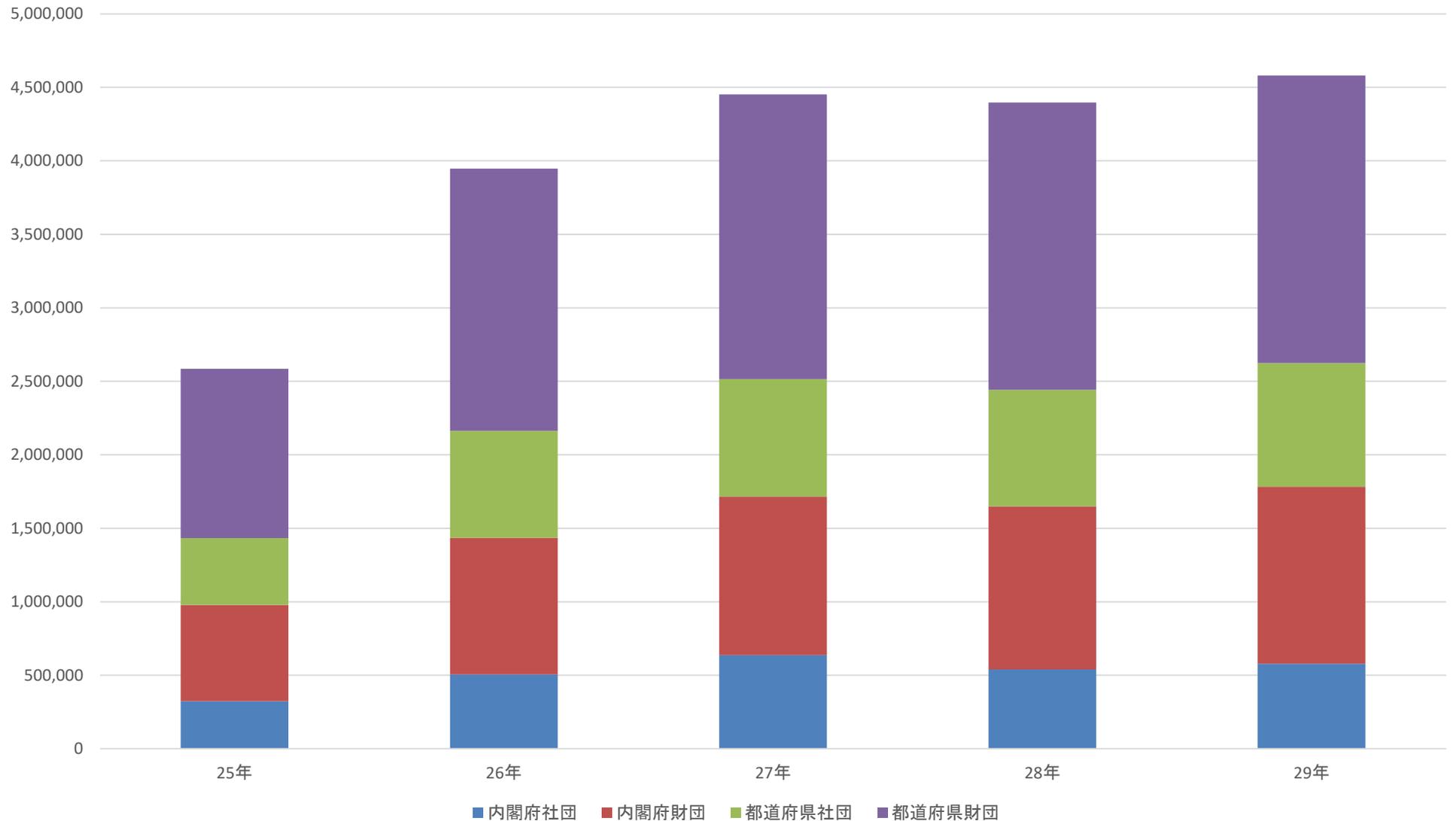


年(平成)		25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	322,649	505,950	636,679	540,027	577,867
	財団	655,465	928,142	1,078,743	1,108,701	1,204,909
	計	978,114	1,434,092	1,715,422	1,648,728	1,782,776
都道府県	社団	454,532	728,146	799,567	793,903	840,782
	財団	1,153,041	1,783,843	1,936,451	1,954,538	1,956,990
	計	1,607,573	2,511,989	2,736,018	2,748,441	2,797,772
合計	社団	777,181	1,234,096	1,436,246	1,333,930	1,418,649
	財団	1,808,506	2,711,985	3,015,194	3,063,239	3,161,899
	計	2,585,687	3,946,081	4,451,440	4,397,169	4,580,548

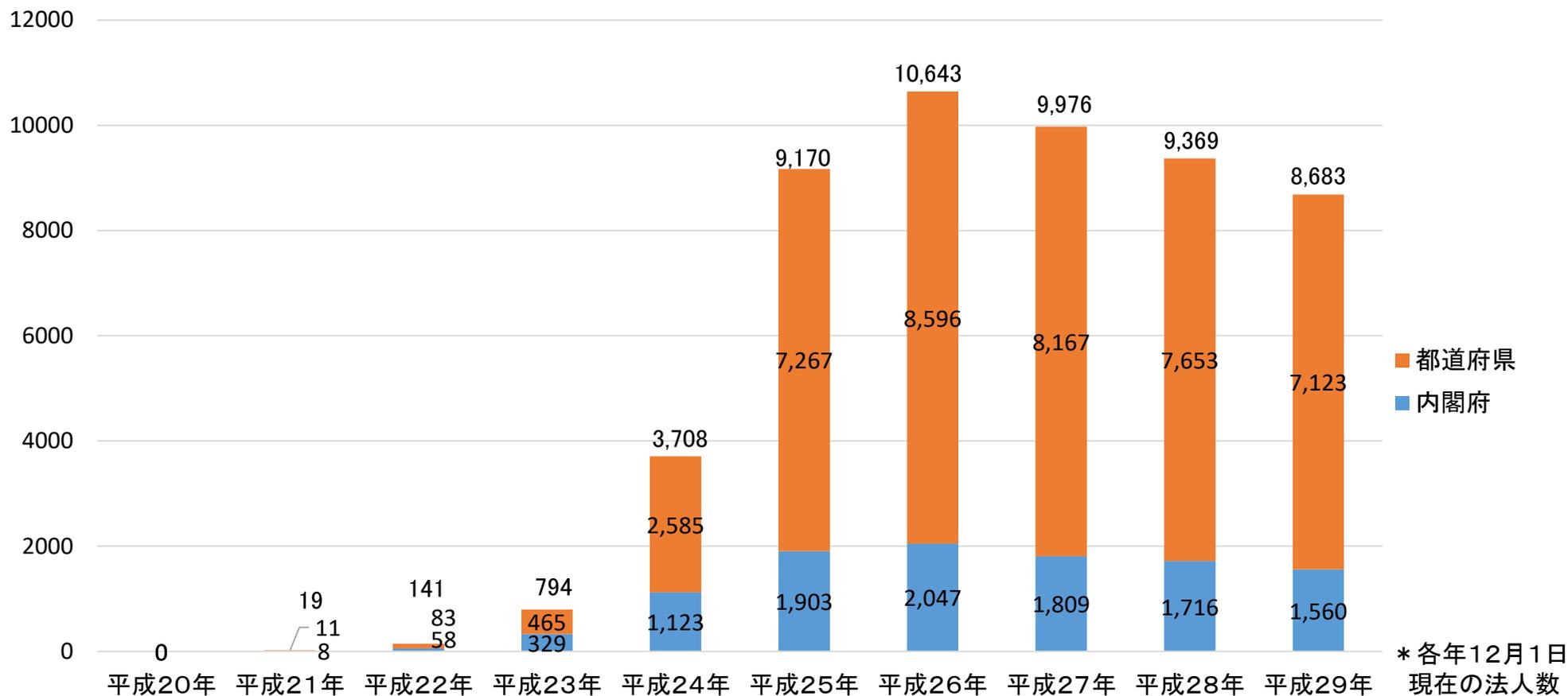
(単位:百万円)

※過去1年間に提出された事業報告等(各年12月1日時点の入力確認済みのデータ)による。

公益目的事業費用の推移 (内閣府/都道府県別 社団/財団別)



公益目的支出計画実施中の一般法人(移行認可法人)数の推移



年(平成)		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	0	3	29	162	616	1,065	1,100	890	816	689
	財団	0	5	29	167	507	838	947	919	900	871
	計	0	8	58	329	1,123	1,903	2,047	1,809	1,716	1,560
都道府県	社団	0	3	33	231	1,676	4,789	5,416	5,044	4,619	4,170
	財団	0	8	50	234	909	2,478	3,180	3,123	3,034	2,953
	計	0	11	83	465	2,585	7,267	8,596	8,167	7,653	7,123
合計	社団	0	6	62	393	2,292	5,854	6,516	5,934	5,435	4,859
	財団	0	13	79	401	1,416	3,316	4,127	4,042	3,934	3,824
	計	0	19	141	794	3,708	9,170	10,643	9,976	9,369	8,683

報告要求、勧告、命令の推移

【報告要求】

年度 (平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	5	1	21	27	39	24	14	24
都道府県	0	0	0	6	32	107	70	91	112	70
合計	0	0	5	7	53	134	109	115	126	94

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

【勧告】

年度 (平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	0	0	0	3	2	1	3	0
都道府県	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0
合計	0	0	0	0	0	3	3	2	5	0

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

※命令については内閣府・都道府県ともに実績なし

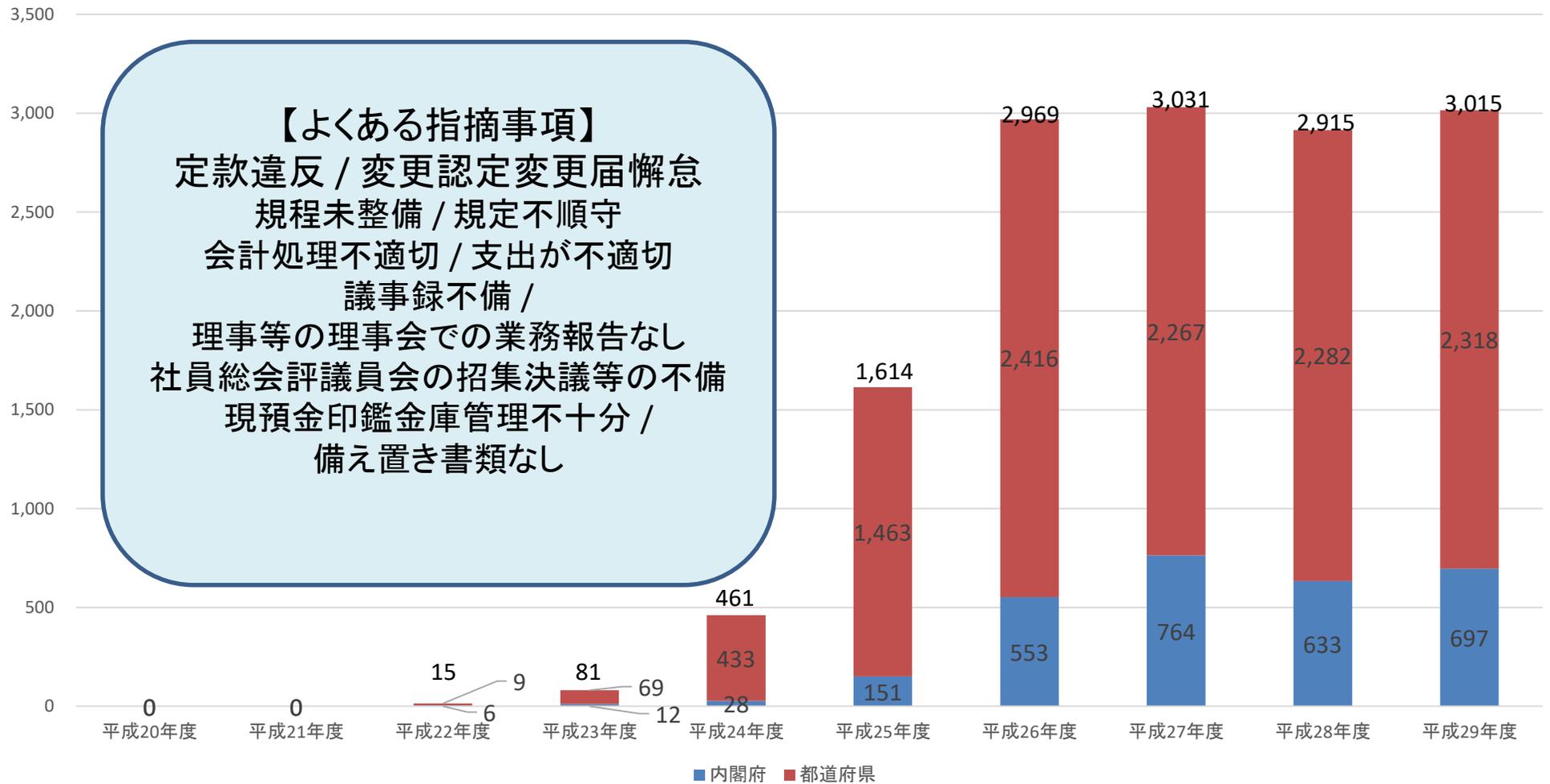
報告要求の主な分野別の推移(内閣府分)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
変更認定申請 懈怠	1	0	0	2	10	5	5	4
定期提出書類 の遅延	0	0	2	2	0	2	0	1
連続した収支 相償違反	0	0	0	0	5	1	1	9
その他財務に 関する問題	2	1	18※	12	15※	9	4	8
その他事業運 営・組織に関 する問題	2	0	1	11	9	7	4	2
合計	5	1	21	27	39	24	14	24

※ 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

※ スポーツ系公益法人に対し、国・独立行政法人等への助成金返還命令を受けて行ったものを含む(平成24年度18件、平成26年度6件)。

立入検査の推移



年度(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	6	12	28	151	553	764	633	697
都道府県	0	0	9	69	433	1,463	2,416	2,267	2,282	2,318
合計	0	0	15	81	461	1,614	2,969	3,031	2,915	3,015

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

公益法人に対する寄附税制の拡充等

<制度施行当初>

<現在>

【フローに関する寄附税制】

所得税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円
- ・控除の方法は、所得金額から一定額を控除する方法（所得控除）のみ

所得税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円
- ・所得控除に加え、税額控除制度を創設（所得控除との選択制に）
→その後、税額控除対象法人となるためのPST要件を緩和

個人住民税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円

個人住民税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円

【ストックに関する寄附税制】

みなし譲渡所得税

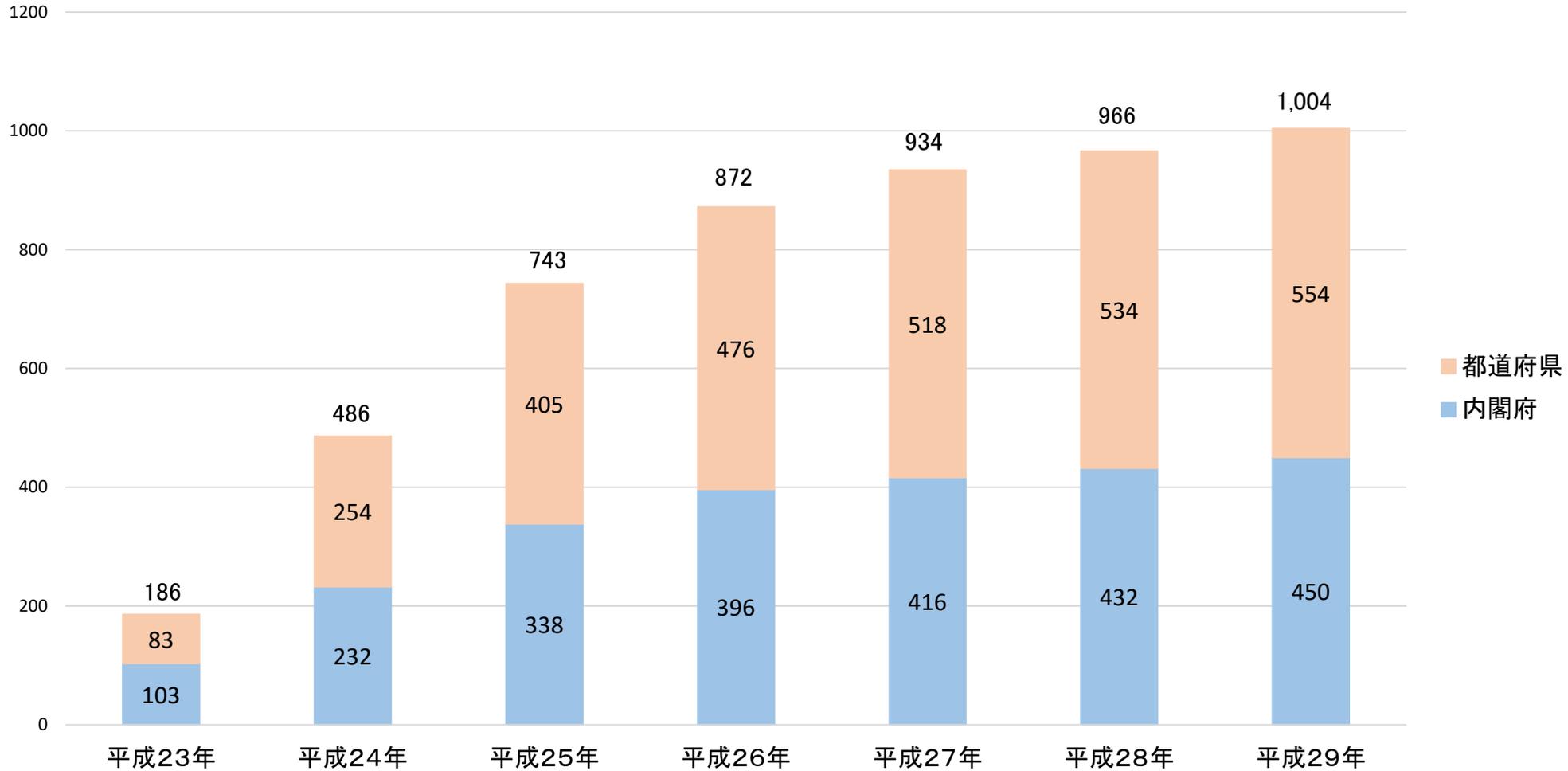
- ・公益法人に対する現物資産の寄附のうち、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けたものについては、みなし譲渡所得税が非課税となる

みなし譲渡所得税

- ・公益法人が寄附財産を不可欠特定財産とする等の要件を満たす場合に、申請手続きを簡素化
- ・公益法人が寄附財産を、行政庁の確認を受けた「基金」に組み入れる等の場合に、申請手続きを簡素化、資産の買換えに係る要件等を一部緩和

※その他、公益法人等が実施する一定の奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置等が創設されている。

税額控除対象法人数の推移

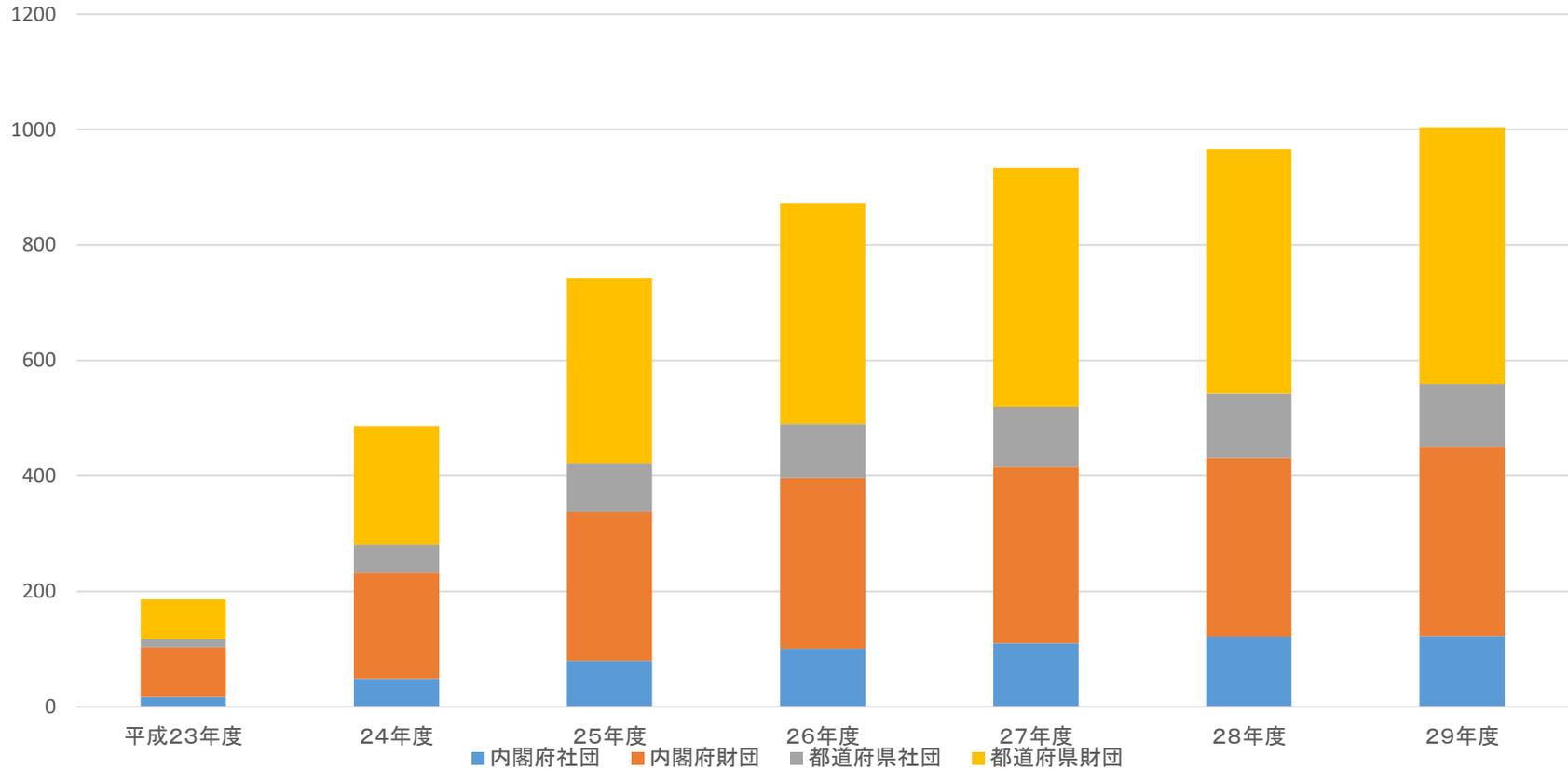


平成23年4月1日
制度創設

平成28年4月1日
PST要件緩和

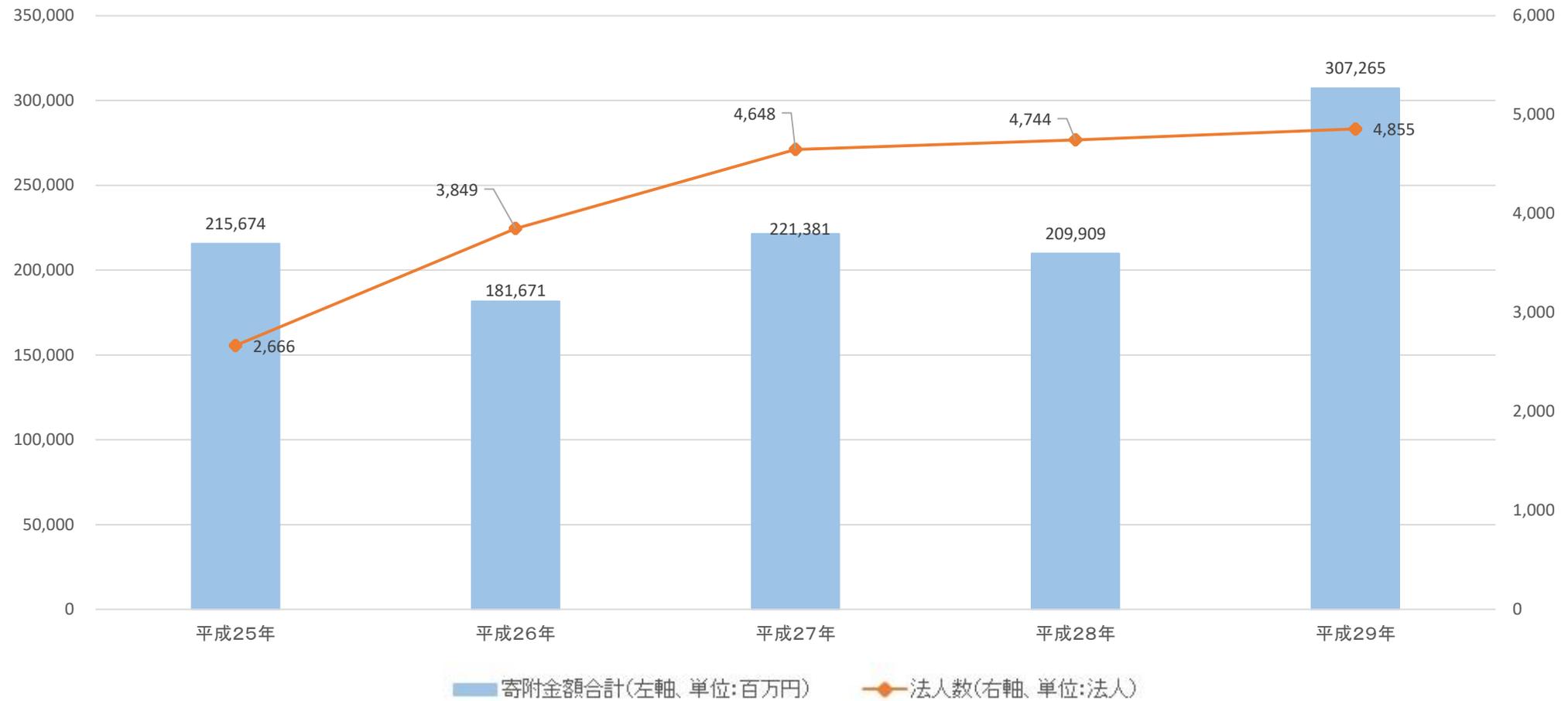
※各年12月1日現在

税額控除対象法人数の推移((内閣府/都道府県別 社団/財団別)



		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	社団	17	49	80	101	110	122	123
	財団	86	183	258	295	306	310	327
	合計	103	232	338	396	416	432	450
都道府県	社団	14	48	83	94	103	110	109
	財団	69	206	322	382	415	424	445
	合計	83	254	405	476	518	534	554
合計	社団	31	97	163	195	213	232	232
	財団	155	389	580	677	721	734	772
	合計	186	486	743	872	934	966	1004

法人の寄附金収入金額合計及び寄附金収入のある法人数の推移



年(平成)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寄附金額合計(単位:百万円)	215,674	181,671	221,381	209,909	307,265
法人数(単位:法人)	2,666	3,849	4,648	4,744	4,855

※1 各年12月1日現在

※2 「法人」は内閣府認定・都道府県認定を含む。

相談会・テーマ別セミナーの開催実績

○相談会

- ・ 公益認定申請に係る相談や公益法人の運営に係る法人からの相談に対して、内閣府が委嘱する専門家(弁護士、公認会計士、行政書士等)が個別に応じるもの
- ・ 移行期間は、法人からの移行認定・認可申請に向けた相談に応じるものとして開催

年度(平成)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	15	22	22	18	15	18	18	16
参加法人数	1,019	1,124	545	387	449	405	397	437

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

○テーマ別セミナー

- ・ 公益法人の運営全般の中から法人の関心が高いテーマを取り上げ、事務局職員や外部の専門家等を講師として解説を行うもの
- ・ 移行期間は、移行認定・認可申請のポイントを事務局職員が解説する「基礎的研修会」として開催

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	9	11	12	10	3	4	3
参加法人数	216	64	52	1,173	720	373	363

※テーマ別セミナー(平成26年度以降)で取り扱うことの多かった分野は次のとおり
公益法人の会計(会計研究会報告、収支相償の解説 等)
公益法人の寄附税制(寄附税制の解説、寄附募集方法 等)
公益法人の定期提出書類(書類作成上の留意事項の解説)

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、基本的には、翌事業年度の公益目的事業に費消することが想定されますが、多額の剰余金が生じる場合など特別な事情が生じる場合も想定されるため、翌年度に検討スケジュール、翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められます。

